マコマ マスコマ マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイ	(弗/							
中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書								
3	箕輪町 县	E 原	设			年	月	日
				#	⋾請者			
				·	主所			
				-	5 名		_	
私は 株式会社長野銀行 が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることに より、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信 用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき認定されるようお願いします。								
					3 2			
1	金融機関からの総借入金残高のうち、株式会社長野銀行 からの借入金残高の占める割合							
						%	6 (A/	<u>/B)</u>
	Α	年	月	日の 株式会社長野銀行 からの	0借入金残高			円
	В	年	月	日の 金融機関からの総借入金	残高			円
2	2 株式会社長野銀行からの借入金残高の減少					% ((D-C)	/D×10	0)_
	C D	-	月日	日の 株式会社長野銀行 からの 日(Cの前年同期を記入のこの		銀行 からの借入	 全硅宫	<u>円</u>
	ט		Л	ᆸᅥᇰᇬᇚᆛᇚᆒᇰᇉᇜᆺᄿᄽᆫ(业ル门	
								円
3	金融植	金融機関からの総借入金残高の減少率					E)/F×	100)
	E	年	月	日の金融機関からの総借入金列	浅高			円
	F	年	月	日(Eの前年同期を記入のこと	:)の金融機関からの	総借入金残高		

(注1)申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な 残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

第 号

円

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間:認定日から起算して30日間

認定者名 箕輪町長